

個人型確定拠出年金の実態調査の結果

平成19年11月
厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課

調査の対象

確定拠出年金の個人型年金加入者、個人型年金運用指図者及び自動移換者

- ※ 自動移換者とは、企業型年金加入者の資格を喪失後、個人型年金加入者になるための申出及び個人別管理資産の移換の申出等の手続を行うことなく6月を経過した者（これらの者は、掛金の拠出や個人別管理資産の運用指図を行えない）

調査の内容

個人型年金加入者等の人数及び個人別管理資産の額並びにそれらの者に係る住所の管理状況

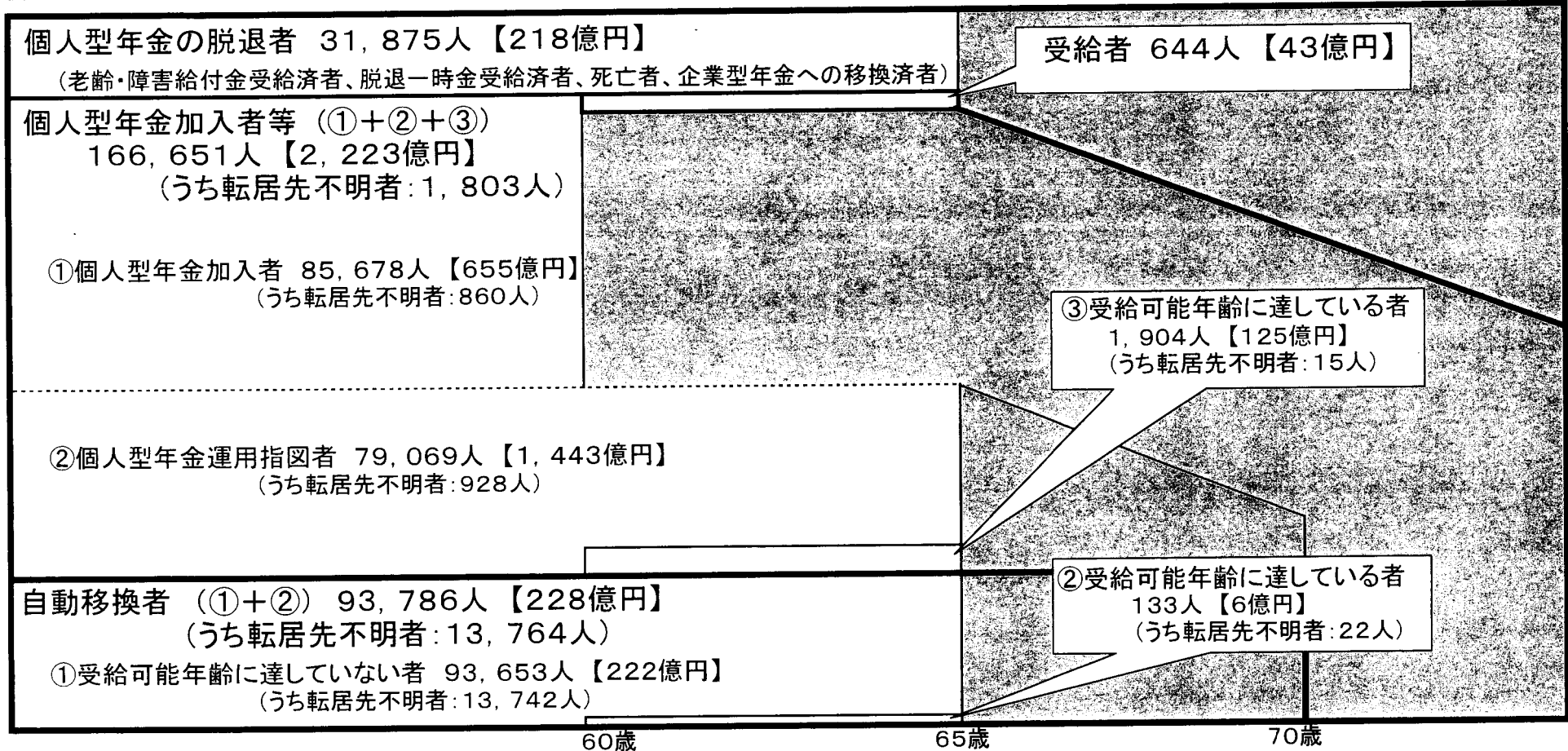
調査の時点

平成19年8月31日現在

調査の方法

国民年金基金連合会及び確定拠出年金記録関連運営管理機関（4社）による調査を集計

個人型確定拠出年金の加入者等の状況（平成19年1月末現在）



※1 【 】は、個人別管理資産額(受給者については、支給済額と現在の個人別管理資産額の合計)の総額である。

※2 確定拠出年金制度は、平成13年10月施行であり、調査時点において、65歳を超える者はいない。

※3 個人型年金運用指図者には、60歳以降の受給可能年齢に達していない者(5,139人【30億円】)を含んでおり、自動移換者の受給可能年齢に達していない者には、60歳以降の受給可能年齢に達していない者(539人【1億円】)を含んでいる。

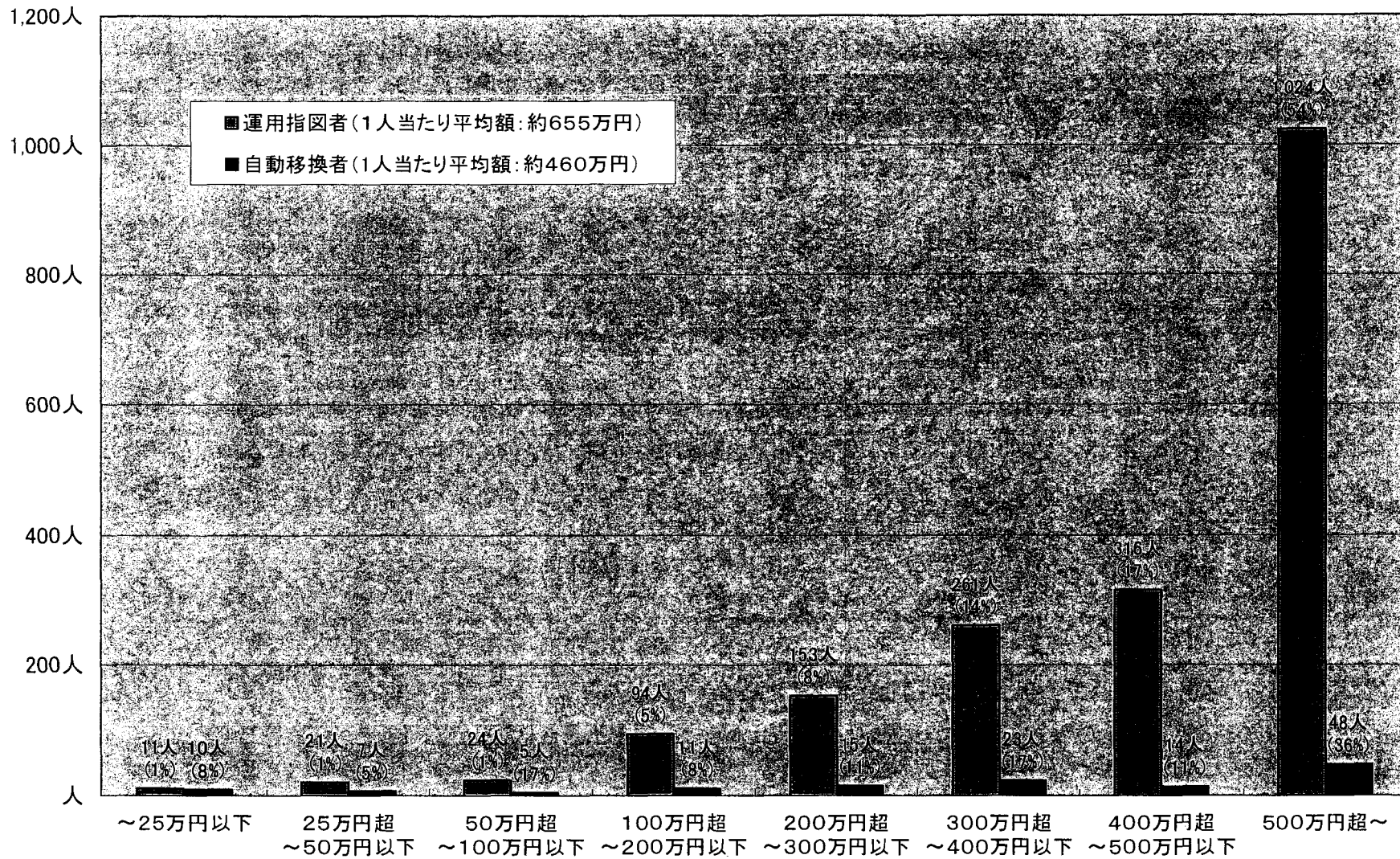
※4 受給可能年齢に達している者とは、通算加入者等期間に応じて、以下の年齢に達している者である。

- ・通算加入者等期間が10年以上ある場合、60歳
- ・通算加入者等期間が8年以上ある場合、61歳
- ・通算加入者等期間が6年以上ある場合、62歳
- ・通算加入者等期間が4年以上ある場合、63歳
- ・通算加入者等期間が2年以上ある場合、64歳
- ・通算加入者等期間が1ヶ月以上ある場合、65歳

※5 自動移換者には、移換すべき個人別管理資産額がなく、通算加入者等期間のみを移換した者(27,922人)を含んでいる。

※6 個人型年金加入者等の転居先不明者については、記録関連運営管理機関4社のうち1社については平成19年1月末現在の人数であり、かつ、個人型年金加入者、個人型年金運用指図者及び受給可能年齢に達している者の内訳が不明であることから、それぞれ全体の人数の割合により按分し、推計した。

受給可能年齢に達している者の個人別管理資産の分布



調査の分析

1. 個人型年金運用指図者で老齢給付金の受給可能年齢に達している者（1,904人）については、1人当たり平均資産額が約655万円、資産額が100万円を超えている者が1,848人（97.1%）、100万円以下の者は56人（2.9%）となっている。
2. 確定拠出年金については、受給可能年齢以後においても、70歳までの間、受給を開始することなく運用指図を行うことが可能であるため、個人の選択により、運用指図を行っている者が含まれているものと考えられる。
3. また、自動移換者で老齢給付金の受給可能年齢に達している者は、受給者と受給可能年齢に達している者全体（2,681人）に対して133人（5.0%）となっており、受給可能年齢に達した以後においては、正規の手続きをとり、運用指図又は裁定請求を行っている者が大半である。